土佐清水ジオパークロゴマーク使用規程

（目的）

第１条　この規程は、土佐清水ジオパークロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定め、ロゴマークの使用により土佐清水ジオパークの普及啓発を図ることを目的とする。

（ロゴマーク）

第２条　ロゴマークの図柄は別図に定めるものとする。

（著作権）

第３条　ロゴマークに関する著作権は、一般社団法人土佐清水ジオパーク推進協議会（以下、「協議会」という。）に帰属するものとする。

（使用対象者）

第４条　次の各号のいずれかに該当する場合を除き、規程に沿った手続きを行う全ての者がロゴマークを使用することができる。

（１）　土佐清水ジオパークの趣旨に反し、または反するおそれがある場合

（２）　自己の商標若しくは意匠とするなど独占的に使用し、または使用するおそれがある場合

（３）　法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合

（４）　特定の個人、政党および宗教団体を支援し、または公認していると誤解を与え、または与えるおそれがある場合

（５）　その他、協議会理事長がロゴマークの使用について、著しく不適当と認めた場合

（使用料）

第５条　ロゴマークの使用については、無料とする。

（使用承認の申請）

第６条　ロゴマークの使用を希望する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「土佐清水ジオパークロゴマーク使用申請書（様式第１号）」に必要な書類を添付して協議会理事長に提出し、その承認を受けなければならない。事務処理の省力化及び迅速化の観点から、様式第１号に準じる内容であれば、電子メール（本文）による申請も可とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（１）　報道機関が報道または広報の目的で使用する場合

（２）　協議会社員及び協力機関、顧問、アドバイザー

（３）　その他協議会が特に認める団体

２　協議会理事長は、前項の規程に基づく申請を受け付け、その内容を審査し、ロゴマークの使用申請を承認することが適当であると認めた場合には、土佐清水ジオパークロゴマーク使用承認書（様式第２号）を交付するものとする。

（完成品の提出）
第７条　使用者はロゴマークを使用したものが完成した場合は、ただちに協議会へ完成品を一部提出するものとする。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

（使用上の順守事項）
第８条　使用者は次に掲げる事項を順守しなければならない。
（１）　ロゴマークの一部のみの使用、変形（縦横比率が等しい拡大又は縮小を除く。）、色合いの変更（白黒で使用する場合を除く。）及び他の図形や文字と重ねての使用はしてはならない。ただし、協議会理事長が必要と認めた場合は、この限りではない。
（２）　使用者は、前項の事項に加え、承認された内容のみに使用しなければならない。

（承認内容の変更）
第９条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「土佐清水ジオパークロゴマーク使用変更申請書（様式第３号)」を協議会理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
２ 協議会理事長は、前項の申請を承認する場合は、申請者に対し、「土佐清水ジオパークロゴマーク使用変更承認書（様式第４号)」を交付するものとする。

（使用者の責任）
第１０条　ロゴマークの使用に関して発生する一切の責任は、ロゴマークの使用者によるものとし、協議会はその責を負わないものとする。

（使用の禁止）
第１１条　使用承認後に、この規程に反する事実が判明したときは、使用を禁止することとし、使用者に損害が生じても協議会はその責を負わない。

（補則）
第１２条　この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は別に定める。

附則
この規定は、令和５年４月１日から施行する。

別図

①　ロゴ横１

②　ロゴ横２

③　ロゴ横３

④　ロゴ横４

⑤　ロゴ縦

⑥　ロゴ　モノクロ

⑦　ロゴ　青